

令和4年12月15日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部材料リサイクル事業者の総合的評価と落札可能量の関係について
(プラスチック製容器包装及び分別収集物)

材料リサイクル事業者（工場毎、以下同じ）の総合的評価から落札可能量の決定、入札に至るまでの大枠については昨年度からの変更はありません。

1. 総合的評価

昨年までと同様、品質5項目（塩素濃度%、主成分濃度%、異物%、吸湿率%、臭気の強さ）の合計点がボーダーライン（29.5点、昨年度と同じ）に満たない事業者については、優先枠ではなく一般枠での入札となる。

なお、この優先付与ボーダーライン判定結果に関し、弁護士を特別監査人とする監査を受け、正当であるとの報告を受けている。

2. 落札可能量

(ア)優先事業者（優先辞退事業者を除く）

優先落札可能量＝査定値×総合的評価の得点率

うち、安定枠落札可能量＝優先落札可能量×2/3×係数C*

効率化枠落札可能量＝優先落札可能量－安定枠落札可能量

*係数Cは安定枠量を適切にするための係数で年度ごとに定められる。

令和5年度入札においては、C=0.802である。（参考：令和4年度入札 C=0.789（最終値））

(イ)優先辞退事業者、ボーダーライン未達事業者、その他の一般枠事業者（令和4年度未契約、新規、優先資格停止、既存事業者の新規工場等）

一般枠落札可能量＝査定値

※落札可能量の減量は原則として認めない（資料4）。

※優先辞退の申請は12/7に締め切られている。

3. 入札札

区分の区別なく、優先枠（安定枠、効率化枠）の優先札と一般枠の一般札の2種類である。優先辞退をした場合、落札可能量は査定量となり、一般札のみとなる。

4. 入札開始後に引き取り申込量等に変更があった場合

入札開始後、市町村から申込量の取り消し、削減、増量等があった場合若しくは特段の事情（大規模災害等）による材料リサイクル事業者の落札可能量の削減があった場合、入札選定前に以下の調整を行う。

(ア)材料リサイクル優先枠は、変更された市町村申込量の50%として再設定する。

(イ)その後、優先枠内での安定枠量を維持するよう係数Cを再設定し、安定枠量及び効率化枠量を再計算する（事業者への再通知はしない）。

5. 入札までのスケジュール

日付（曜）	項目	内容
12/2（金）	総合的評価結果通知	材料リサイクル事業者のみ
12/7（水）	優先辞退申告期限	指定書式による申告 ※協会の承認通知を確認のこと
12/15（木）	入札説明会	入札選定方法等の説明 優先／非優先別入札者リスト提示
12/20（火）	再商品化落札可能量／ 優先落札可能量通知	
12/20（火）	入札開始	入札条件リスト公開
1/13（金）	入札締め切り（17:00）	

以上